

コロナで休業された従業員やその家族がいる場合に支給される助成金等には、条件として給与の事前支給が必要なものや逆に支給してはダメなもの等、様々ありますのでご注意下さい。



あるテレビ番組で「医療にかかるお金の話=どう守る?健康とお金」というちょっと変わったテーマの話がありました。先月10月からの改定で後期高齢者医療保険の窓口負担が1割から2割に上がった人が、全国で370万人…公的健康保険は大きく分けて健保・国保・後期高齢の3つあるが、3年後には戦後のベビーブームで生まれた団塊の世代が皆75歳↑に…一方、医療費は入院代だけで一人平均(A)がん=約100

万円(B)虚血性心疾患=約93万円(C)脳血管疾患=約280万円、これに食事代や差額ベット代が加算されるので相当の高額になる…窓口負担を抑えるため次の4つの公的制度を活用しよう①高額療養費制度の事前申請

負担倍増とその節約術 **健康習慣** で寿命UP 医療費ダウン

②セルフメディケーション税制③リフィル処方箋④無料低額

診療…しかし最大の節約術は⑤健康習慣!厚労省の19年度国民医療費概況によると4割弱が生活習慣病。一日8000歩等の習慣で健康寿命も延び医療費も抑制できるというもったもな話です(笑)



「社長が急死し水道施設工事の建設業許可の①経管任と②専技の変更届を急いで県に出さないで許可だけでなく公共工事を受ける資格もなくなってしまう。今まで私が書類作成をしていたが今回は難しい…同業者に相談した結果、お宅を知った…相談に乗ってほしい」との切羽詰った電話が郡部の会社の奥様からありました。作成途中の書類や今までの申請書類を持参して頂き、担当者が複数で対応。会社は40年以上前に設立し後継の息子さんも役員歴が20年以上あり

水道施設工事・10年実務 **困難乗越え** 専技認定に目処!

①はクリアしますが問題は②です。法令では「上水道等のための取水・浄水・配水等の施設を築造する工事…」となっており給水管引込工事等は(A)管工事ともみられ、息子さんが(B)水道施設工事10年以上の実務経験で専技として認められるのか困難でした。

6年以上前の経審・完成工事内訳書で給水管引込工事が(B)として認定されているのを突き止め、県と何度も交渉した結果認定される目処が立ちました。(渡邊あい)



当事務所では毎週金曜日の朝9～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。

※下記の番号は当事務所の発信専用電話ですが、災害時の緊急連絡先電話としてもご利用頂けます。

① 070-5481-0659 ② 070-5481-0988 ③ 070-5080-7611